

若桜町監発第50号  
令和2年3月2日

若桜町長 矢部 康樹 様  
若桜町議会議長 川上 守 様

若桜町監査委員 谷口 秀昭

同 山本 安雄

### 定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、下記のとおり提出します。

#### 記

- 1 監査の実施日 令和2年2月27日(木)
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲
  - (1) 工事等の進捗状況について、全課長等から資料の提出を求め、そのうちふるさと創生課、にぎわい創出課、農林建設課課長から説明を求め実施した。
  - (2) 若桜町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定につき、総務課長等から説明を求めて実施した。
  - (3) 議会事務局の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
    - ①所管事務の状況について
    - ②その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点
  - (1) 工事等は遅滞なく計画的に進められているか。
  - (2) 若桜町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定につき、制定の要否、必要な事項が定められているかなど。
  - (3) 法令を遵守して事務事業が執行されているか。
- 5 監査の結果
  - (1) 令和2年度に繰越となる各種事業については、諸般のやむを得ない事情もあるとは推察するものの、工程管理など更なる徹底に努め、繰越が極力発生することがないように業務に励行されたい。
  - (2) 若桜町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について、地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)第243条の2第2項の規定により、議会は条例案に対する監

査委員の意見を聴くこととされており、法の趣旨に沿って監査委員の合議による意見の提出をすることを了解した。

(3) 議会事務局の所管事務については、指摘事項は特になし。

以上